

現行主務官庁制の概要

(「平成15年度 公益法人に関する年次報告概要(総務省)」(抄))

1 主務官庁制

民法の規定により、公益法人の設立許可及び指導監督に関する権限は、主務官庁に与えられている。主務官庁とは、公益法人の目的・事業に関連する事務を所掌している内閣府及び10省の中央官庁を指し、その目的・事業が複数の中央官庁の所掌に関連する場合には、それらの中央官庁と共管して主務官庁となる。

2 都道府県知事等による事務の処理等

主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、国に所属する行政庁に委任したり、都道府県の知事その他の執行機関が当該権限に属する事務を処理することとすることができる旨民法に規定されている。この規定に基づき制定された公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第161号)により、地方支分部局の長への委任や都道府県知事等による事務処理が定められている。

3 公益法人の所管官庁

公益法人の設立許可、指導監督等に係る事務を実際に担当している行政庁を、指導監督基準等において、「所管官庁」と称している。所管官庁は、内閣府及び各省(11)、内閣府外局大臣庁等(3)、地方支分部局の長(176)、都道府県知事(47)、都道府県教育委員会(47)の合計284となっている。

公益法人等に対する指導監督等の仕組み

